誓約書

私儀今回ノ同盟罷業ニ就テハ参加ノ意志毛頭無之ニ付
現ニ日々継続勤務可致若シ万一正当ノ理由ナクシテ欠勤致候
場合ハ如何ナル処分有之候共決シテ異議申出間敷
依テ誓約書如件

昭和二年　月　日

深[illegible]　[illegible]

保証人

日本毛織株式会社
御中

第 2.6.7
901

労働課長
事務主任

五月廿九日

日毛労働争議檄文撒布ニ関スル件

岐阜県ニ於ケル日毛労働争議ニ関シテハ岐阜支工場ノ関係上注
意中ノ処森崎保吉、神沢亀治ノ二名ハ五月廿八日午後四
時半頃右工場表裏門前ニ於テ交替ノ為メ出入スル職工ニ対シ別
紙ノ如キ檄文約五百枚ヲ撒布セルヲ以テ所轄署ニ於テ直ニ検挙
取調ノ上両名ヲ検束シタルモ他ニ之レカ一味アルヤ否ヤ取調中ナリ
尚ホ岐阜工場内ニ於テハ従来何等ノ動揺ナキモノヽ如キモ
又会社ニ於テモ厳重警戒中ニシテ右ニ依ル影響ナキ模様ナリ
報告ス

追テ前記檄文ハ五月廿六日名古屋争議事務所ヨリ発送ノ郵便ニ依リ
セルモノヽ如ク共同宿舎ニ居住セル森崎及高沢ヨリ押収セルモノナリ
日毛争議団ニ於テハ岐阜工場職工中ニモ交[illegible]